

第三者認証制度は動物を救えるか

Can A Third-Party Accreditation System Save Animals?

2008年2月23日

NPO法人動物実験の廃止を求める会

(JAVA)

NPO法人動物実験の廃止を求める会 (Japan Anti-Vivisection Association; JAVA)

- 1986年設立、2002年NPO法人化
- 1997年日本動物実験代替法学会賛助会員
- 主な活動内容
 - 動物実験の廃止
 - 動物実験代替法研究の普及支援
 - 動物愛護行政の推進
 - 犬猫等家庭動物の適正飼養の啓発
 - 動物の遺棄・虐待防止
 - 野生動物の駆除反対、毛皮反対

国際的な取組み：代替法の導入を提言

- OECD (経済協力開発機構)
 - ICAPO; International Council on Animal Protection in OECD Programmes
(OECDプログラムにおける国際動物保護委員会)
招待専門家として会議で提言を行っている
- ICH (日米EU医薬品規制調和国際会議) など
 - ICAPPP; International Council on Animal Protection in Pharmaceutical Programmes
(医薬品プログラムにおける国際動物保護委員会)

改正動物愛護法に3Rの導入

動物の愛護及び管理に関する法律
(2005年第2次改正、2006年6月施行)

第41条「動物を科学上の利用に供する場合」

- 2000年～2005年は1R(Refinement; 実験手法の洗練による動物の苦痛軽減)のみ規定
- 改正法では2R(Reduction; 実験動物数の削減、Replacement; 動物を使用しない代替法への置換)が導入



動物愛護の観点からの「代替法」導入が
研究界全体に課された

第三者認証をどう評価するか

その目的が:

- ・動物実験を「減らすため」「なくしていくため」

→ **YES**

- ・動物実験を「守るため」「正当化するため」

→ **NO**

日本で導入予定の第三者認証制度の問題点

- 評価の対象
 - － 実験施設の構造、設備(動物のケージの大きさ、施設内温度・湿度)
 - － 実験動物の管理取扱い(給水給餌の頻度、実験動物の傷病の治療等)
- 評価の対象外
 - － 具体的な動物実験の計画内容、手順



上記の評価対象項目基準をクリアしていれば
その実験施設・機関に認証が与えられてしまう
(実験の目的や内容は関係ない)

アメリカの制度の問題点

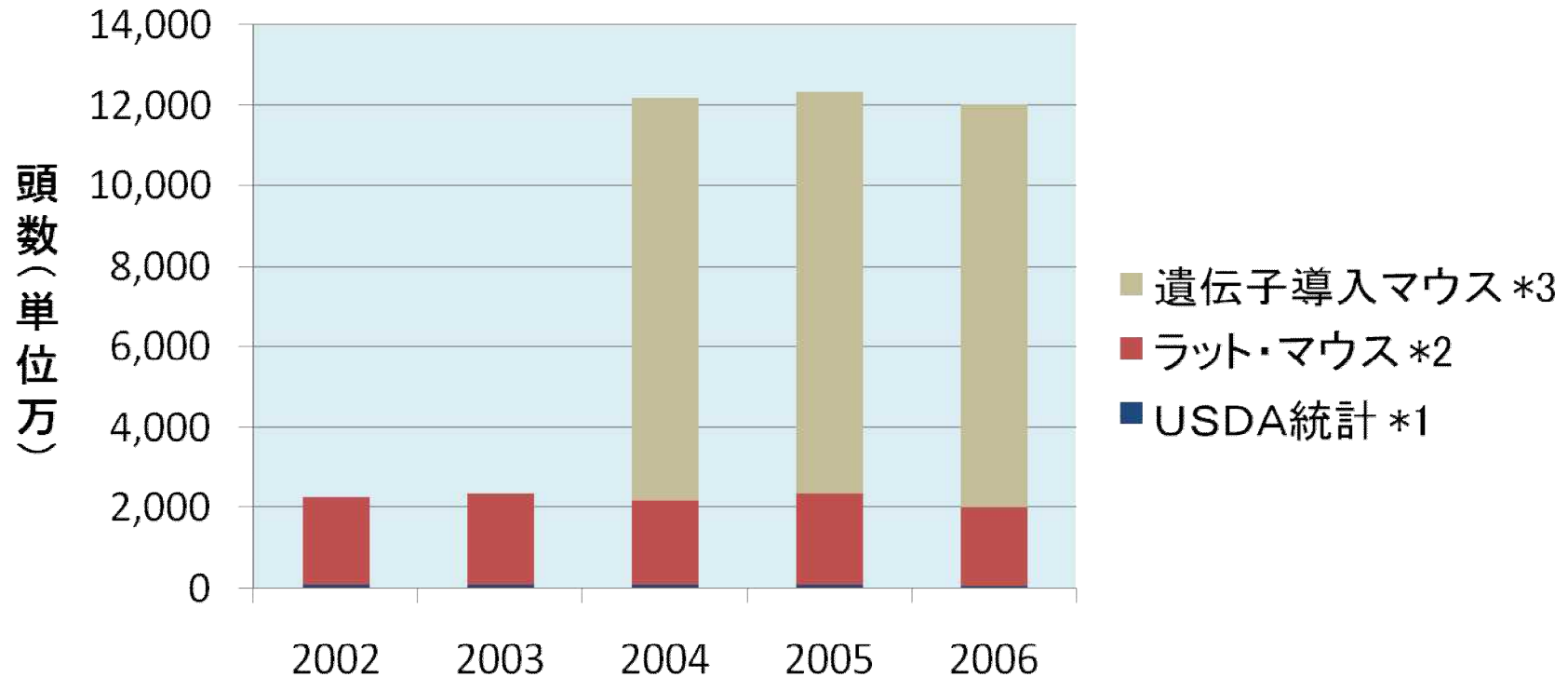
- 動物実験業界の人で運営されている。
- 研究者の隠れ蓑である。
- 基準が非常に緩い。
- 事実上、自己認証制度である。
- 認証を失うことはほとんどない。
- AAALACは事前に予告してから調査している。

HSUS; Humane Society of the United States (全米人道協会)

PETA; People for the Ethical Treatment on Animals (動物の倫理的取り扱いを求める人々)

PCRM; Physicians Committee for Responsible Medicine (責任ある医療のための医師委員会)

アメリカにおける実験動物数の推移

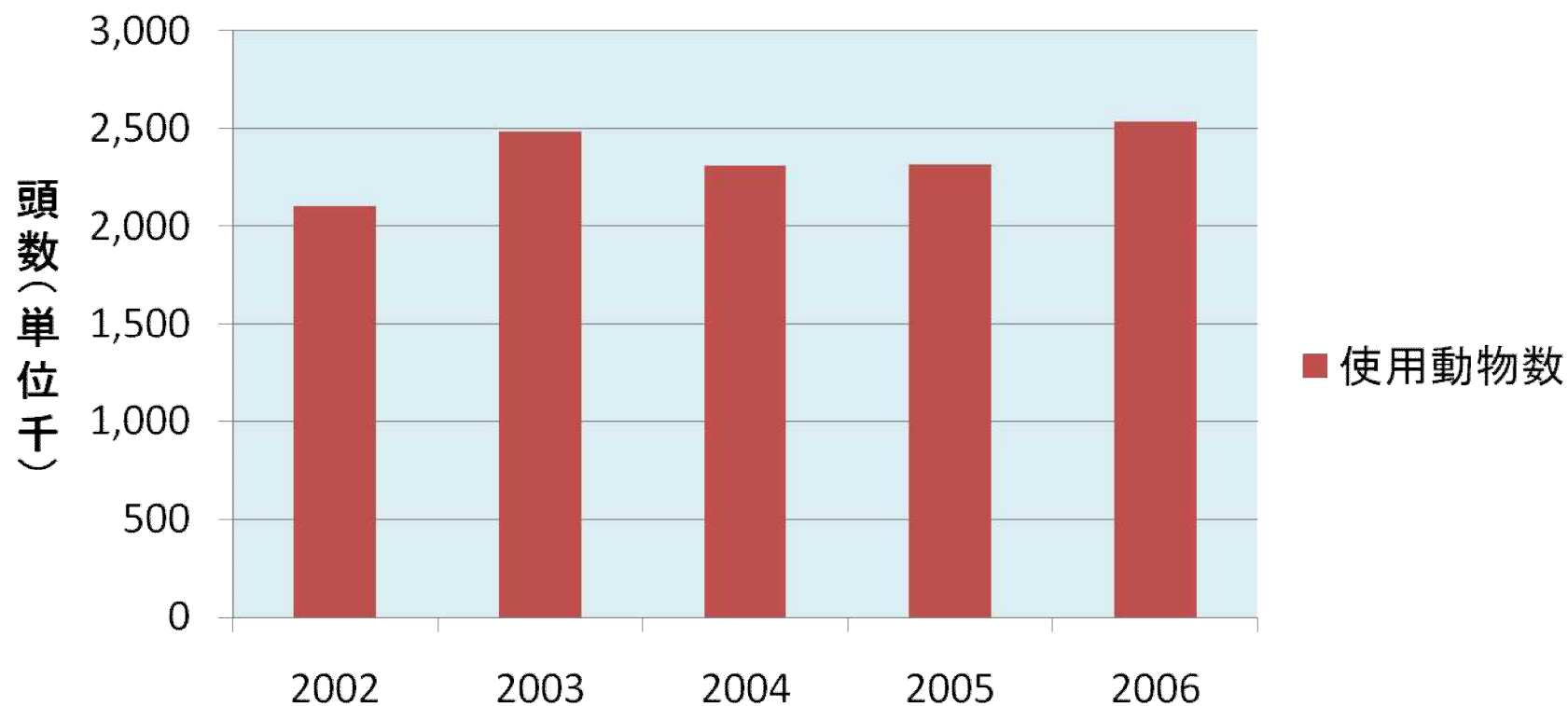


*1 アメリカ農務省 (USDA) の「AWA report 2006」データより。規制対象外であるラット・マウス等の数は含まれていない。

*2 生物医学研究基金 (Foundation for Biomedical Research) の「米国で実験に使用される動物数の95%はラットとマウスである」というデータを用いて算出。

*3 科学雑誌「サイエンティフィック・アメリカン」2004年8月号「遺伝子導入マウスの数は1億匹」との掲載記事に基づく。2004年より前から1億匹となっていた可能性も考えられる。

カナダにおける動物実験数の推移



Canadian Council on Animal Care (<http://www.ccac.ca/>): Total of Animals Used in YEAR per Species

政府が不当なライセンスを与えた例

ケンブリッジ大学・神経科学霊長類研究所

2000～2001年

マーモセット(小型猿)を使った脳の損傷を調べる動物実験

英国内務省は「中程度の苦痛」としてライセンスを発行



発作を起こさせるために頭蓋骨の一部を切断する

「相当な苦痛」を伴う実験だった



動物保護団体BUAVが調査の末、

「不当なライセンスを発行した」政府を提訴



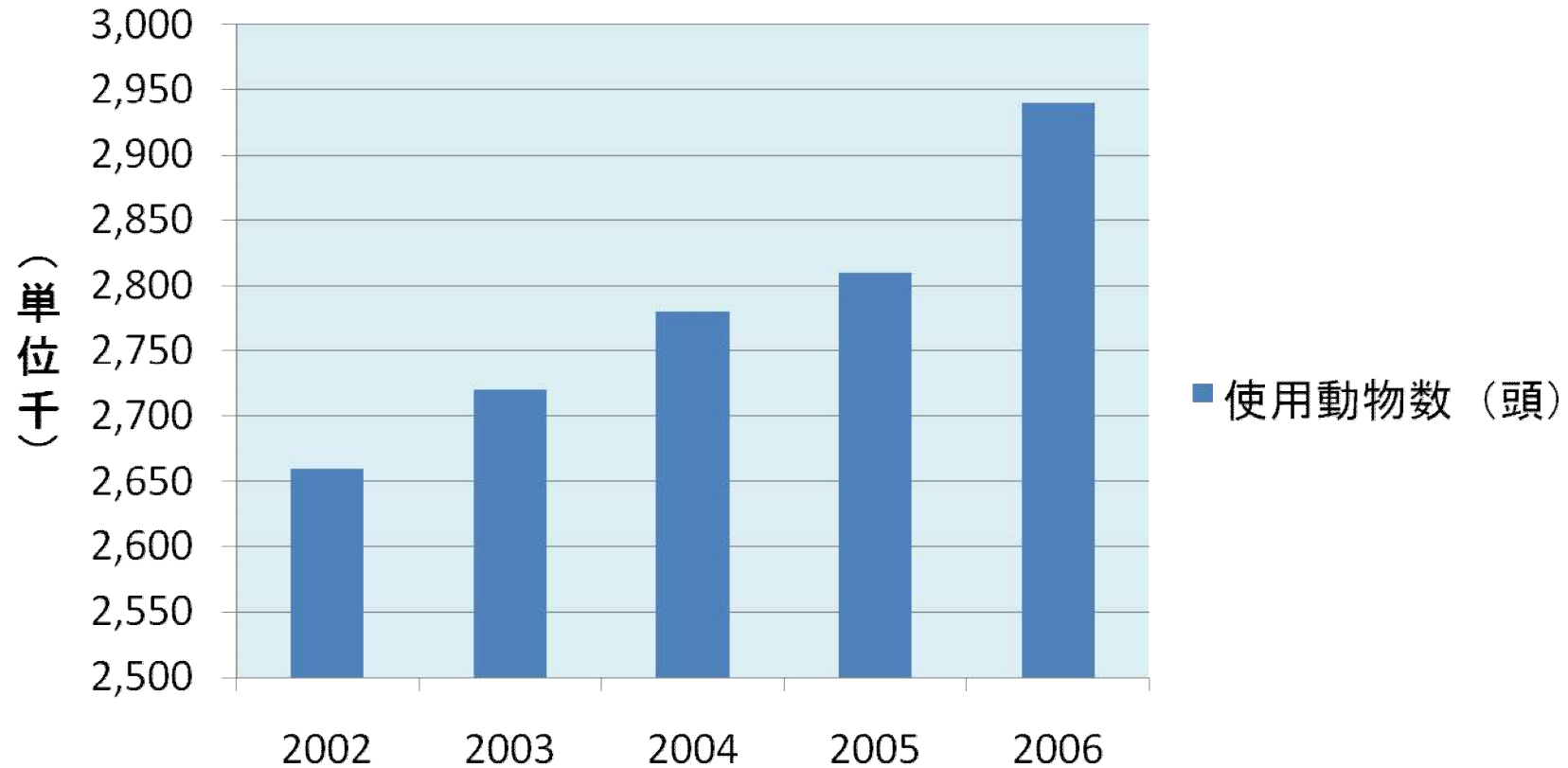
2007年7月、ロンドン高等法院がBUAVの訴えを認める判決

英国の制度の問題点

- 評価システムは使用数削減のためにまったく役立っていない。
- 動物福祉を提言するはずの諮問機関 (APC) があるが、政府の計画に反する勧告を出すと無視されることが多く、事実上機能していない。
- 政府による動物愛護の目標に向けたアプローチはまったくくない。
- システムを厳しくして、ライセンス申請の許可を少なくしようという考えもない。
- 英国は「動物実験規制が世界で最も厳しい」とよく言われるが、「厳しい」と「人道的」とは別だ。

BUAV; British Union for the Abolition of Vivisection (英国動物実験廃止連盟)

英国における実験動物数の推移



内務省 (Home Office) の資料「Statistics of Scientific Procedures on Living Animals Great Britain」より

「動物実験規制は抗議を抑えられる」

(英国における動物実験のプロジェクトに与えられるライセンス制度は)非常に厳しい制度のように思われるかもしれませんが、このシステムによって実験が中止になったという例はありません。

システムは、研究を中止させるためではなく、“人道的に”“倫理的に”実験が行われていることを“保証する”というのがその目的です。

(動物実験を批判する)一般の人たちの声に最初から耳を傾けるようにしていれば、抗議のレベルを逆に弱めることができるでしょう。

一般国民は無知であります。

動物実験に関しては、特に知識はないのです。

われわれ科学者、専門家の役割というのは、一般の人たちに正しい情報を与えてやるということです。

倫理的な問題が適切に、そして賢明に対処されていることを、大衆に示してやることです。

1995年 日本実験動物学会総会特別講演「The Ethics of Animal Research(動物実験の倫理)」
Research Defense Society; 英国実験擁護協会 専務理事マーク・マッフィールド博士

第三者認証制度が導入されると・・・

研究機関：「わが社は～の認証を受けています」

「動物に優しい機関です」

「動物に配慮した研究をしています」



市民：「認証を受けているなら大丈夫だ！」



「事態は改善された」と思い込まされ
動物実験反対の声が弱まる

日本学会議「動物実験適正化」に向けた提言

- 動物実験に対する反対運動は根強い(略)動物を用いた研究が適正に、かつ支障なく実施されるためには、研究の意義と実施状況が広く社会に認識、理解され、動物実験に関する社会的合意が形成されることが必要。
- 動物実験に対する社会的理解をいっそう促進するため、次の2点を提言する
 - 1) 統一ガイドラインの制定
 - 2) 統一ガイドラインの基準が満たされていることを第三者の立場から評価・認証する機構の設置

日本学会議第7部報告「動物実験に対する社会的理解を促進するために(提言)」

3 Rを提唱した研究者の言葉

もし、我々が行うべき実験を選択する基準を持つようとするならば、多分、人間性という基準が、我々が作成することのできる最良のものである。

科学における最も偉大な業績は、常に最も人道的であり、かつ、最も美的に引きつけるものであり、最も成功した時には、科学の枢要である美しさと優雅さを感じさせるものである。

ラッセルとバーチ「人道的な実験技術の原則」

“The Principles of Humane Experimental Technique” W. M. S. Russell and R. L. Burch

(日本動物実験代替法学会公式サイト掲載 「ポロニア宣言」大野泰雄訳より)

ご清聴ありがとうございました
Thank you for your listening.

2008年2月23日

NPO法人動物実験の廃止を求める会
(JAVA)